

中分類 32 — ガラス及び土石製品製造業

總 説

この中分類は、板ガラス及びその他のガラス製品、セメント、建築用粘土製品、陶磁器、コンクリート及び石膏製品、石工品、研削材料及び石綿製品等を、採取した土石材料から製造する事業所をいう。

小分類 細分類 番 號 番 號

321 ガラス製造業

3211 板ガラス製造業

主として板ガラス、透明な窓ガラス、ロールにかけたガラス、型入り及び針金入りガラス、天窓用ガラス、乳白及び艶消しガラス、目鏡用ガラス等の製造に従事する事業所をいう。この製造業で焼入れガラス、合わせガラスを生産することはあるが、購入した板ガラスから焼入れガラス、合わせガラスを製造するものは細分類 3214 に分類される。

○板ガラス製造業；色ガラス製造業；型入れガラス製造業（一貫作業によるもの）；焼入れガラス製造業（一貫作業によるもの）；合せガラス製造業（一貫作業によるもの）；ガラス型板製造業；眼鏡用レンズ素地製造業

×焼入れガラス製造業（購入したガラス素地によるもの）；合せガラス製造業（購入したガラス素地によるもの）

3212 ガラス容器製造業

主として商業用ガラス容器を切断又は型吹きによつて製造する事業所をいう。

○ガラス瓶製造業；アンプール製造業；薬罐製造業；化粧品罐製造業

3213 ガラス製品製造業（容器を除く）

主として他に分類されないガラス製品を切断壓縮、型吹きによつて製造する事業所をいう。主な製品は機械、又は手で作られた卓上用ガラス器具、電球用バルブ、笠、反射鏡、その他の照明用ガラス器具、ガラス管その他の理科學用、工業用ガラス製品、調理用ガラス器具、ガラス煉瓦、ガラス製絶縁物等である。主として眼鏡、前燈、燈臺、手提燈等に用いられるレンズの製造を行う事業所もこゝに含まれる。但し、主として光学レンズの製造を行うものは細分類 3214 に、ガラス容器の製造を行うものは細分類 3212 に、完成した電球を製造するものは中分類 36—電氣機械器具製造業に分類される。

中分類32—ガラス及び土石製品製造業

○ガラス器製造業; 照明用ガラス器具製造業（グローブ、笠、反射鏡等）；電球用バルブ製造業；真空管用バルブ製造業；理化學用ガラス器具製造業；ガラス管製造業；ガラス絶縁物製造業；レンズ製造業（光學用以外のもの）

×ガラス容器製造業；電球製造業

3214 購入ガラスによるガラス製品製造業

主として購入したガラスから合わせガラス、すなわち安全ガラス及び疊りガラス、鉛ガラス、裝飾ガラス、鏡、醫療科學裝置用ガラス、モザイクガラス、粉末ガラス、時計ガラス等のガラス製品を製造する事業所をいう。主として光學レンズ、眼鏡レンズの製造を行う事業所は中分類38—専門機械、理化學機械、制藥機械器具、寫真機、光學機械器具及び時計製造業に分類される。

○安全ガラス製造業（購入ガラスによるもの）；疊りガラス製造（購入ガラスによるもの）；鉛ガラス製造業（購入ガラスによるもの）；裝飾ガラス製造業（購入ガラスによるもの）；科學裝置用ガラス製造業（購入ガラスによるもの）；モザイクガラス製造業（購入ガラスによるもの）；粉末ガラス製造業（購入ガラスによるもの）；時計ガラス製造業（購入ガラスによるもの）

×光學レンズ製造業；眼鏡レンズ製造業。

3215 光學ガラス製造業

主として販賣用の光學ガラスの製造に從事する事業所をいう。

○光學ガラス素地製造業（販賣用のもの）

3216 ガラス纖維及びその製品製造業

主としてガラス、ガラス纖維及びガラスの布、テープ、スリーブ等のガラス纖維製品の製造に從事する事業所をいう。

○グラスウール製造業；グラスウール製品製造業（布、テープ、スリーブ等）

322 セメント製造業

3221 セメント製造業

主としてポルトランドセメント、高炉セメント、代用セメントのごとき水性セメントの製造に從事する事業所をいう。

○ポルトランドセメント製造業；高炉セメント製造業；代用セメント製造業

323 建設用粘土製品製造業

3231 粘土瓦製造業

主として土製の棟節を含む粘土製屋根瓦の製造に從事する事業所をいう。但し、セメント製瓦の製造は小分類327—コンクリート、石膏及び漆喰製品製造業に分類される。

○瓦製造業（粘土製のもの）

中分類32—ガラス及び土石製品製造業

×セメント瓦製造業

3232 普通煉瓦製造業

主として建築用煉瓦、鋪装煉瓦の製造に從事する事業所をいう。主として耐火煉瓦を製造するものは細分類 3251、砂礫煉瓦を製造するものは細分類 3239 に分類される。

○煉瓦製造業（普通煉瓦を製造するもの）；鋪装煉瓦製造業

×耐火煉瓦製造業；砂礫煉瓦製造業

3233 タイル及びモザイク製造業（石タイルを除く）

主として陶磁器製タイル、釉薬タイル、エナメルタイルその他各種の床及び壁タイルの製造に從事する事業所をいう。但し、石タイルの製造は小分類 328—石工品製造業に分類される。

○タイル製造業（陶磁器製のもの）；エナメルタイル製造業；釉薬タイル製造業

×石タイル製造業

3234 土管製造業

主として農業用及び土建用下水土管及び類似品の製造に從事する事業所をいう。但し、セメント製土管の製造は細分類 3271—コンクリート製品製造業に分類される。

○土管製造業；陶管製造業

×コンクリート管製造業

3239 他に分類されない建設用粘土製品製造業

主として他に分類されない土木建築用粘土製品の製造に從事する事業所をいう。たとえばテラカッタ、ストーブライニング用品、煙突、鋪装用タイル等であつて砂礫煉瓦を製造するものも本分類に含まれる。

○テラカッタ製造業；鋪装タイル製造業；砂礫煉瓦製造業。

324 陶磁器及び関連品製造業

3241 配管用硬質及び半硬質陶磁器製造業

主として硬質、半硬質の配管用取付品及び附屬品の製造に從事する事業所をいう。主な製品は浴室及び化粧室の附屬品、便器、水槽、洗面所の附屬品等である

○衛生陶器製造業（硬質及び半硬質のもの）；硬質陶器製造業（浴室、化粧室用、便器、水槽、墓所用品及び附屬品）

3242 卓上及び厨房用陶磁器製造業

主として家庭、ホテル、レストラン及びその他の商業上の設備で食料、飲料を準備し、サービス、貯蔵するために用いる卓上厨房用の陶磁器の製造に從事する事業所をいう。花瓶、ランプ臺等を製造するものもこゝに含まれる。

中分類32—ガラス及び土石製品製造業

- 食器製造業（陶磁器製のもの）；陶磁器製食器製造業；瀬戸物製造業；陶磁器製厨房器具製造業；カメ類製造業；花瓶製造業（陶磁器製のもの）；ランプ基製造業（陶磁器製のもの）；焜炉製造業（陶磁器製のもの）；土なべ製造業
- 3243 陶磁器加工業
主として販賣のため無地の焼物の裝飾を行う事業所をいう。
- 陶磁器繪付業；陶磁器加工業（無地の焼物に裝飾を行うもの）
- 3244 電氣用陶磁器製造業
主として陶磁器製電氣器具部分品、滑石製磁器、粘土その他の窯業原料から作られた各種電氣用品の製造に從事する事業所をいう。
- 絶縁材料製造業（陶磁器製のもの）；碍子製造業
- 3245 陶磁器用粘土製造業
主として陶磁器用材料に用いる各種の土の精製を行う事業所をいう。
- 陶土精製業
- 3249 他に分類されない陶磁器製造業
主として他に分類されない各種陶磁器、窯業製品の製造に從事する事業所をいう。主な製品は庭園用品、化學用品、工業用及び研究用品、植木鉢、高溫計用陶磁器等である。
- 工業用陶磁器製造業；理化學用陶磁器製造業；耐酸陶磁器製造業；溫度計用陶磁器製造業；植木鉢製造業；研究室用陶磁器製造業
- 325 耐火物製造業（土製のもの及び土製でないもの）
- 3251 耐火物製造業（土製のもの及び土製でないもの）
主として耐火煉瓦、ルツボ、その他の耐熱製品の製造に從事する事業所をいう。粘土以外の材料で作られた耐火物、ルツボ、耐火モルタル（例えば黒鉛ルツボ）を製造するものもこゝに含まれる。
- 耐火煉瓦製造業；耐火モルタル製造業；硬化煉瓦製造業；黒鉛ルツボ製造業。
- 326 研磨材製造業
- 3261 天然及び人造研磨材料製造業
主として天然及び合成研磨材料の製造に從事する事業所をいう。
- 砥石材製造業；研磨剤製造業；金剛砂製造業；鐵砂製造業；
- 3262 研磨砥石製造業
主として天然又は合成の材料で研磨砥石の製造を行う事業所をいう。
- 砥石製造業；回轉砥石製造業；グラインダー砥石製造業；オイルストーン製造業。
- 3263 研磨布紙製造業

中分類32—ガラス及び土石製品製造業

主として天然又は合成の研磨材料で研磨用布紙の製造を行う事業所をいう。

○ペーパー製造業（研磨布紙）；耐水ペーパー製造業。

3269 他に分類されない研磨材製造業

主として他に分類されない砥石、研磨棒等の製造に從事する事業所をいう。

石切場で砥石用の石を切り出すものは大分類 D— 鑄業に分類される。

○青棒材製造業；石砥石材製造業；パルプ砥石材製造業

×砥石材切出業

327 コンクリート、石膏及び漆喰製品製造業

3271 コンクリート製品製造業

主としてコンクリート建築用材、パイプ導管、たとえば高圧コンクリート管、厚型スレート、セメント板、セメント瓦、コンクリート管、水道用セメント製品電柱、杭材、腐敗物タンクその他各種セメント製品の製造に從事する事業所をいう。石綿スレート及び石綿管の製造に從事するものもこゝに含まれる。

○コンクリート管製造業；コンクリート瓦製造業；セメント瓦製造業；セメント板製造業；木毛セメント板製造業；スレート製造業；コンクリート電柱製造業；コンクリートタンク製造業；ペーブメントプロツク製造業；石綿スレート製造業；石綿セメント管製造業；石綿管製造業

3272 石膏製品製造業

主としてプラスター、プラスターボード及びその他の石膏製品及び石膏を主體とする製品の製造に從事する事業所をいう。但し、石膏製美術品、モデル、模形の製造は中分類 39— 其の他の製造業に分類される。

○焼石膏製造業；プラスター製造業；プラスターボード製造業；石膏細工製造業（美術品、模型以外のもの）

×石膏製美術品、モデル模型製造業（石膏製品）。

3273 石灰製造業

主として石灰石、ドロマイト、貝殻、その他の物質から生石灰、消石灰、石灰ドロマイト等を製造する事業所をいう。

○石灰焼成業；ドロマイト製造業；蝦灰製造業；貝灰製造業；消石灰製造業；生石灰製造業；ベントナイト製造業。

328 石工品製造業

3281 石工品製造業

主として花崗岩（閃綠岩及び斑鵝岩を含む）、石英粗面岩（浮石を含む）、安山岩、粘板岩、大理石、砂岩、凝灰岩その他の石材を建築其の他の目的のために切裁造型仕上げを行う事業所をいう。

中分類32—ガラス及び土石製品製造業

主な製品は砂石、墓石、建築用角石、石盤、石製家具等である。但し、砾石の製造は小分類 326— 研磨材製造業に分類される。

ある程度仕上げられた砂石、墓石を賣買し、註文によつて文字を刻んだり、仕上げを行つたりする外は加工を行わない事業所は大分類 G— 商業に分類される。石切場における切出しあは大分類 D— 鋸業に分類される。

○石材製造業；石細工業；石挽業；石磨業；大理石製品製造業；大理石磨業；石材彫刻品製造業；石臼製造業；石燈籠製造業；石碑製造業；建築用石材製造業；石盤石製造業；石材家具製造業；石工業（石工品を製造するもの）

×石工業（個人の註文によつて彫刻、仕上げを行うもの）；石材採掘業；砾石製造業。

329 その他の非金屬鍛物製品製造業

3291 石綿製品製造業

主として全部、又は大部分石綿を用いて石綿布糸、石綿パッキング、ブレーキライニングその他の耐熱製品、絶縁製品の製造を行う事業所をいう。主として石綿スレート及び石綿管の製造を行うものは細分類 3271— コンクリート製品製造業に分類される。

○アスベスト製品製造業；石綿布糸ロープ製造業；石綿パッキング製造業；ブレーキライニング製造業；ジョイントシート製造業；石綿紙製造業；石綿板製造業；石綿絶縁製品製造業

3292 岩綿及びその製品製造業

主としてロックウール及び岩綿製耐熱製品、耐火製品の製造に從事する事業所をいう。

○ロックウール製造業；岩綿耐熱耐火製品製造業；岩綿製品製造業（布、テープ、スリーブ等）

3293 人造寶石製造業

主として人造寶石類の製造に從事する事業所をいう。

○模造寶石製造業；真珠製造業（人造のもの）

3294 七寶製造業

主として七寶焼の製造に從事する事業所をいう。

3295 硅藻土及びその製品製造業

主として硅藻土の粉碎及び硅藻土質煉瓦及びコンロのごとき耐火物の製造に從事する事業所をいう。

○硅藻土精製業；硅藻土製品製造業

3296 鍛物及び土石粉碎その他の處理業

中分類32—ガラス及び土石製品製造業

主として土石、岩石、又は礦物、たとえば重晶石、白墨、粘土、長石、カオリシ、ザクロ石、軽石、石英、シリカ、滑石等の粉碎磨碎を行う事業所をいう。

主として天然黒鉛、あるいは雲母の粉碎精製混合を行う事業所もこゝに含まれる。

○碎石業；石粉製造業；搗粉製造業；クレー製造業；化學用粘土製造業；黒鉛粉碎精製業；雲母精製業。

3299 他に分類されない、その他の非金属礦物製品製造業

主として他に分類されないその他の非金属礦物製品の製造に從事する事業所をいう。

主な製品は雲母板、石筆、白墨、人造石等である。

○雲母板製造業；石筆製造業；白墨製造業；人造石製造業；石膏製美術品模型製造業。